

北海道教育委員会教育長告示第21号

北海道が令和7年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和7年4月1日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

(教育委員会所管分その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>社会教育活動促進事業（文化財保護活動費補助金）</p> <p>文化財の保護・活用等の普及・啓発活動を通して、地域の文化財（歴史遺産）に対する理解、保護意識の高揚を図り、道民文化の向上に資することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>一般財団法人 北海道文化財 保護協会</p>	<p>補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 給料 (2) 報酬 (3) 共済費 (4) 報償費 (5) 旅費 (6) 需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。） (7) 役務費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) その他教育長が必要と認めるもの</p>	<p>定額</p>	<p>教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第28号様式 その他教育長が必要と認める書類</p>	<p>教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 その他教育長が必要と認める書類</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 令和7年 4月1日（火）</p> <p>提出先 北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課</p>	<p>教育長</p>	

<p>天然記念物北海道犬 展覧会・獣猟競技会 開催事業補助金</p> <p>天然記念物北海道 犬の種の保存と繁殖 を図るため、予算の 範囲内で補助金を交 付する。</p>	<p>一般社団法人 天然記念物北 海道犬保存会</p>	<p>補助事業に要 する経費のうち、 原則として、次 に掲げるものと する。 (1)報償費 (2)旅費 (3)需用費(消耗品費、 印刷製本費及び食糧費(会 食経費を除く。)) (4)役務費 (5)使用料及び賃借料 (6)その他教育長が必要と認め る経費</p>	<p>定額</p>	<p>教育第3号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第28号様式 その他教育長が必要と認める書類</p>	<p>教育第3号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 その他教育長が必要と認める書類</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 令和7年 4月21日(月)</p> <p>提出先 北海道教育庁生涯学 習推進局文化財・博 物館課</p>	<p>教育長</p>	
<p>天然記念物北海道犬 協会本部展覧会開催 事業補助金</p> <p>天然記念物北海道 犬の種の保存と繁殖 を図るため、予算の 範囲内で補助金を交 付する。</p>	<p>天然記念物北 海道犬協会</p>	<p>補助事業に要 する経費のうち、 原則として、次 に掲げるものと する。 (1)報償費 (2)旅費 (3)需用費(消耗品費、 印刷製本費及び食糧費(会 食経費を除く。)) (4)役務費 (5)使用料及び賃借料 (6)その他教育長が必要と認め る経費</p>	<p>定額</p>	<p>教育第3号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第28号様式 その他教育長が必要と認める書類</p>	<p>教育第3号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 その他教育長が必要と認める書類</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 令和7年 4月1日(火)</p> <p>提出先 北海道教育庁生涯学 習推進局文化財・博 物館課</p>	<p>教育長</p>	